

小中学生のいる家庭への給付金支給事業の実施について

【担当】生涯学習部 学校教育課

1 目的

電気・ガス・食料品等価格高騰の中、小中学生のいる家庭を対象に学資負担の軽減のため、児童生徒1人につき2万円を給付する。

2 支給対象者

対象となる児童生徒を現に監護している方。

※「対象となる児童生徒」とは、令和4年12月15日から令和5年1月31日までにおいて、次のいずれかに該当する者であって、平成19年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた者。

(ア)市内の小中学校に在籍している児童生徒

(イ)市の住民基本台帳に記録されている者のうち市内の小中学校に在籍していない児童生徒(※私立小中学校に在籍する児童生徒は、こちらに該当します。)

3 支給額

対象となる児童生徒1人につき2万円(申請は1回に限る)

4 給付金の受付期間

令和4年12月15日(木)～令和5年1月31日(火)

5 申請方法

郵送または直接、学校教育課学務係へ提出

(申請に必要な物)申請書、印鑑、振込先がわかる通帳等の写し

6 支給方法

支給対象者が指定する金融機関への口座振込み

7 その他

物価高騰の中、小中学生のいる家庭の学資負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した給付金を実施するもので、当該交付金の推奨事業メニュー「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援」を参考に、市の施策として実施するものです。

【問合せ】生涯学習部 学校教育課(担当:学務係)

【電話】042-555-1111 内線 356

【Eメール】s701000@city.hamura.tokyo.jp